

相談年月日	平成 年 月 日（ 曜） 時 分～ 時 分	
相談者の氏名等	氏名 生年月日 H 年 月 日（ ）歳 男・女 S (既婚・未婚)	
	連絡方法 電話（ ） — 携帯（ ） — 住所（〒 ）	
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 同伴者（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
被害の概要 * 犯罪被害者等から申告を基に記載	被害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 住所
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 強姦（既遂・未遂） 傷害：無・有（ ） <input type="checkbox"/> 強制わいせつ <input type="checkbox"/> 暴行・脅迫の無・有（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	加害者の人数	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 複数（ ）人
	加害者の情報	<input type="checkbox"/> 見知らぬ人 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 友人・恋人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 家族以外の親族 <input type="checkbox"/> 教師 <input type="checkbox"/> その他（ ）
警察への届出	<input type="checkbox"/> あり → 警察署名（ ） 届出者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ ） → 告訴の有無： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 取り下げ <input type="checkbox"/> なし → 理由（ ）	
VSCO が実施した支援の内容	<input type="checkbox"/> 電話・面接相談 <input type="checkbox"/> 警察への紹介・橋渡し・付添（ ）署 <input type="checkbox"/> 帰宅先の確保、帰宅先への付添 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
情報提供についての相談者の同意	来所の場合	上記記載の情報を、産婦人科医に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話の場合 * 非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を産婦人科医に提供することについて、 電話（ ） — から、 年 月 日 時 分 同意を得た。	
() 病院・医院産婦人科医 様 よろしく申し上げます。 平成 年 月 日 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 電話 086-223-5564 支援員名（ ）		

ご 注 意

1 ・刑法第 177 条（強姦）

暴行又は脅迫（相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの）を用いて 13 歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

・刑法第 176 条（強制わいせつ）

13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫（正当の理由なしに他人の意志に反し、その身体等に力を加えることをいい、その力の大小強弱は問わない）を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

・刑法第 178 条（準強制わいせつ及び準強姦）

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第 176 条の例による。

・刑法第 179 条（未遂罪）

第 176 条から前条までの罪の未遂は、罰する。

2. 岡山県の性犯罪に関する公費負担金制度について（岡山県警察本部のホームページより）

I 対象事件

（1）強制わいせつ罪（未遂も含みます）

①13 歳以上の男女に対し、暴行・脅迫を用いて、わいせつな行為した

②13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした

※13 歳以上の男女の場合は「暴行・脅迫」（殴る、自由が害される等）の行為が必要です。

（2）強制わいせつ等致死傷罪

強制わいせつの行為をされた被害者が怪我をした

（3）強姦罪（未遂も含みます）

①暴行・脅迫を用いて 13 歳以上の女子を姦淫（SEX、性行為）した

②13 歳未満の女子を姦淫した

（4）準強制わいせつ罪又は準強姦罪（未遂も含みます）

人の心神喪失（熟睡、泥酔、精神障害等）又は抗拒不能（抵抗が不可能または著しく困難な状態）に乗じて、わいせつな行為、又は姦淫行為をした

（5）集団強姦等罪（未遂も含みます）

2 人以上の者が犯行現場において共同して姦淫した

（6）強盗強姦罪又は強盗強姦致死罪（未遂も含みます）

①強盗犯人が女子を姦淫した

②強盗犯人が女子を姦淫した後に女子が死亡した

II 対象経費

初診料、再診料

再診料～診断書料、検査経費、性感染症経費、緊急避妊措置経費、人工妊娠中絶経費

III 保険の適用

性犯罪の被害に遭われた方については、保険の有無にかかわらず、自己負担された費用を公費で支払います。しかし、※後で公費で支払いができない場合は、被害の方に負担していただくこととなります。

※～夫婦関係、親子関係、兄弟姉妹、嘘の被害の申告、被害者が加害者に対して、暴行・脅迫等の行為をして犯罪を誘発した場合 等

IV 注意事項

性犯罪の場合は、被害者の方が警察に被害の届出をしなければならないことはありません。被害に遭われた時に、被害の届出をするかどうか迷われると思います。

しかし、そのまま時間が経過してしまいますと

○妊娠してしまった

○性病になってしまった

○犯人につながる証拠がなくなってしまう

等の問題が生じてきます。

そうならないためにも一刻も早く警察に連絡して病院で受診してください。